

公共事業新規評価個別地区の評価について

- 1 【農山漁村課】 P1～18
中山間地域総合整備事業 伊万里東部地区
- 2 【森林整備課】 P19～28
山地治山事業 倉谷地区
- 3 【道路課】 P29～38
道路改良事業 国道 208 号（佐賀道路）

中山間地域総合整備事業

農山漁村課

○事業概要

事業地区	県営中山間地域総合整備事業	伊万里東部地区
事業期間	平成28～32年度	
総事業費	834百万円	

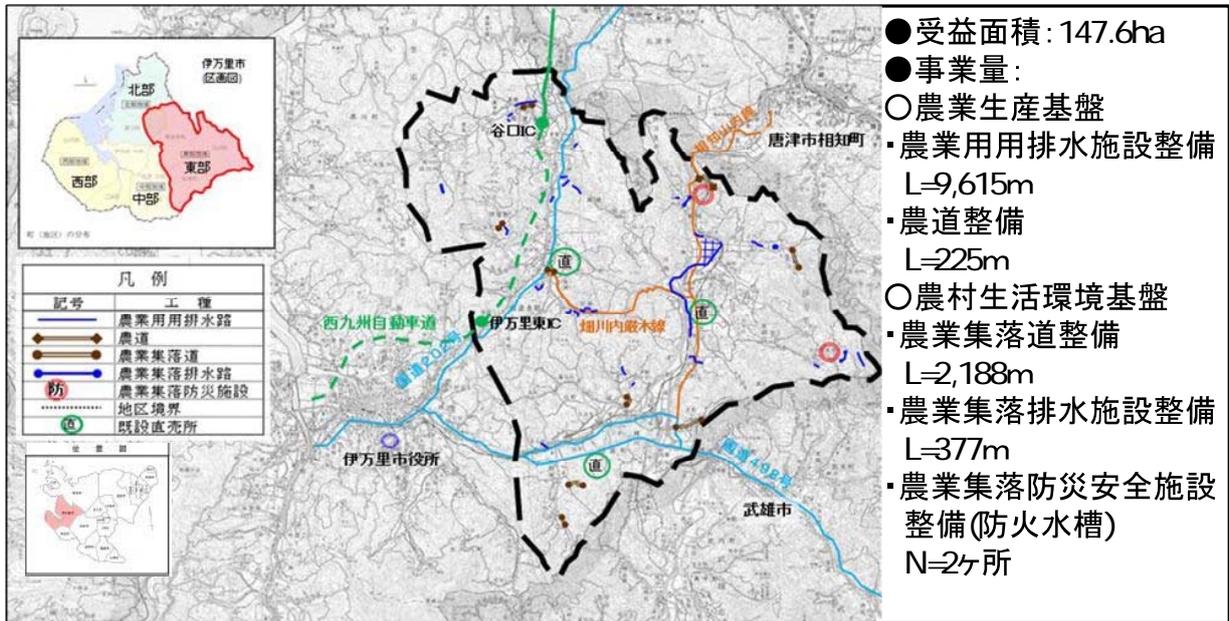
○事業の目的

伊万里東部地区は、農業者の減少や高齢化等のため、耕作放棄地が増加しているなか、生産基盤においては、農業用排水路の老朽化によって農業用水の確保などの営農活動に支障を来している。また、生活環境基盤においては、集落内の道路が狭小であり、緊急車両の乗り入れや車両のすれ違い等に支障を来すなど、居住環境の向上が必要となっている。

このため、本事業は、農業生産基盤や農村生活環境基盤の整備を総合的に実施することで、地域農業の発展と、農村の活性化を図るものである。

○事業概要

テーマ: フルーツと伊万里牛を育む『美・土・里の豊かな郷づくり』



○現況写真



○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(生活関連事業・産業活性化事業)

事業名 中山間地域総合整備事業

(1)位置づけ (A)【95/100】

- 県土づくり本部基本方針に位置付けられている。 【10/10】
 - ・県土づくり本部基本方針(4. 豊かさ好循環の産業さがー(2)農業ーさが農村の魅力アップ)に位置付けられている。
- 県・市町村が定める農業振興地域整備計画ほか、県・市町村の総合計画等に事業内容が位置付けられている。 【10/10】
 - ・伊万里市が定める農業振興地域整備計画、及び伊万里市の農村振興基本計画に事業内容が位置付けられている。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

- ほ場整備、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備により、農作物の品質向上や維持管理労力等が軽減され、農業生産性が向上する。 【40/40】
 - ・農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備により、施設の維持管理に要する労力等が軽減され、農業生産性が向上する。
- 行政機関等の公共施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、または離合可能な幅員の確保等により、利便性・安全性の向上が見込まれる。 【15/15】
 - ・集落道の整備により、すれ違いが可能な幅員を確保することにより、公民館や運動広場までの時間距離の短縮、通学路の安全性の確保が見込まれる。
- 集落道の舗装等による走行性の改善、農村公園の整備等による憩いの場・活動の場の創出等地域環境の向上が見込まれる。 【15/15】
 - ・集落道の拡幅改良等による走行性が改善されることで、農村の居住環境の向上が見込まれる。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○都市住民から注目される地域の特徴的な施設、神楽や祭りなどの伝統的文化、水車や堰などの歴史的遺産の利活用や保全などの取り組みがあり、本事業を行うことでより一層の交流が見込める。

【0/5】

・本地域では、「府招浮立」や「しめ縄きり」などの伝統行事や、成富兵庫由来の農業土木遺跡の保全に取り組まれているが、本事業により直接の交流促進にまでは結びつかない。

○都市への情報発信を積極的に行っている(地域の特産物等をふるさと便等で産直提供、山村留学や修学旅行学生等の地域(農家)としての受け入れ、その他広報活動)。

【5/5】

・既設の「道の駅」や農産物直売所にて、農家民宿や農作業体験、林業体験等の情報を都市からの来訪者に対し発信している。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2) 必要性・効果 (A)【80/100】

○次の項目の全てに該当すること

【10/10】

- ・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる
- ・生活環境基盤の整備が立ち遅れている地域である
- ・就業機会の確保、都市住民との交流に対する基本方向が明確である

・過去に圃場整備事業等で整備された農業用排水路が老朽化し、漏水等が著しく農業用水の確保が不安定であることから、本事業により安定的な農業用水の確保を図る。

・集落内道路は狭小で、集落排水路や、初期消火に必要な防火水槽が未整備であり、生活環境基盤の整備が立ち遅れている。

・生産基盤や生活基盤の整備を実施し安定的な農業経営が可能となることで、就業機会の確保を図ることや、既設の「道の駅」や農産物直売所にて農家民宿や農作業体験、林業体験、農業土木遺産等の情報を発信し、都市住民との交流を図るなど、地域活性化の基本方向が明確である。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○次のいずれか1項目以上に該当すること

【5/5】

- ・最近年の35年間で人口減少率が30%以上である
- ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ65歳以上の人口比率が24%以上である
- ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ15歳～29歳の人口比率が15%以下である
- ・最近年の25年間で人口減少率が19%以上である

〔 ・最近年(H2→H27)の25年間で人口減少率が26%(19%以上)である。 〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○次のいずれか1項目以上に該当すること

【5/5】

- ・災害時の安全性に問題がある
- ・防犯上の安全性に問題がある
- ・交通安全上問題がある
- ・保健衛生上問題がある
- ・利便性に乏しい
- ・快適性に乏しい

〔 ・集落内道路は狭小で、集落排水路や初期消火に必要な防火水槽が未整備であることから、災害時の安全性や交通安全上に問題があり、車両等の通行の利便性や快適性に乏しい。 〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○次のいずれか1項目以上に該当すること

【5/5】

- ・耕作放棄地の発生が全国平均以上である
(H12農業センサス:耕作放棄地率5.4%)
- ・前年度に比べて耕作放棄地が増加している
- ・5～10年後の耕作放棄地の発生が増大すると予想される

〔 ・本地域の農家数は、平成15年と比較して2.8%減少、平成5年と比較して29.2%減少しており、このままでは5～10年後は耕作放棄地の発生が増大すると予測される。 〕

○次のいずれか1項目以上に該当すること

【5/5】

- ・施設の機能低下により破壊等の状況が著しく、危険なため早期に整備する必要がある
- ・施設の耐用年数が経過している
- ・ここ数年の維持管理費が以前と比較して増大している

〔 ・昭和42年～61年に整備された農業用排水路や農道等は、耐用年数(コンクリート二次製品30年、農道10～15年)を経過しており、施設の機能が低下している。 〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○災害等への対応を早期に図る必要がある

【0/10】

〔 ・災害等の対応ではない。 〕

○他事業との連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある

【0/10】

〔 ・他事業と連携する計画ではない。 〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○費用対効果(B/C)が1.0以上

【50/50】

・本事業の費用対効果は、2.88(1.00以上)である。

費用対効果＝総便益÷総費用

$$2.88 = 2,565,468 \text{千円} \div 889,881 \text{千円}$$

※中山間地域総合整備事業のB/Cの考え方

○総費用総便益比＝総便益(B)÷総費用(C)

※総便益と総費用については、当該事業の事業期間5年＋40年で算定

○総便益(B)：事業によりもたらされる総便益額

(内訳)

・作物生産効果、品質向上効果、一般交通等経費節減効果 ほか

○総費用(C)：事業に要する総費用

(内訳)

・当該事業費、関連事業費、評価期間内における再整備費、
関連する全ての施設の資産価額

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3)実施環境 (A)【100/100】

○整備計画の策定に際し、アンケートの実施、集落懇談会等の開催により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られている

【15/15】

・事業実施計画の策定に際し、集落住民へのアンケートを実施し、集落懇談会等を開催することで、地域住民が計画策定に関与する取組を行っている。

○市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 ≤ 0.4

【15/15】

・市は負担金の支出に同意しており、受益者からも負担金にかかる仮同意は徴集している。また、生産基盤整備に係る所得償還率、0.0162(0.4以下)である。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている

【10/10】

・平成23年3月、各集落の区長や市議会議員を主体とした「伊万里市東部中山間地域総合整備事業推進協議会」を設立し、今後は市やJA、各地域の地域おこしグループとの連携を図り、事業の推進と地域の活性化を図ることとしている。

○維持管理について予定管理者の同意が得られている

【10/10】

・農業用排水路、農道、集落道、集落排水路は、伊万里市が伊万里市財産規則に基づき管理することとし、防火水槽は地元で管理することで地元の了解を得ている。

○必要となる用地に係る権利(所有権、抵当権等)の同意が得られることが確実である

【5/5】

・農道や集落道路等の拡幅に必要な用地に係る権利(所有権、抵当権等)については、地元から同意を得ている。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○次のいずれか1項目以上に該当すること

【5/5】

- ・地域あるいは地域外交流を目的としたイベントを開催している
- ・地域内に住民参加の趣味サークル等が存在する
- ・農業者以外の人との交流の場が存在する
- ・維持管理や清掃活動に地域住民が参加している

多面的機能支払交付金を活用し、農業者以外の地域住民とともに農道の草刈りや水路の泥上げ等の活動を実施している。

○施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている

【10/10】

・H26年12月からH27年1月にかけて、農業用排水路については許可権者との間で、河川協議や地すべり防止区域に関する仮協議を実施しており、また、集落排水路や集落道、防火水槽については、許可権者との間で地すべり防止区域に関する仮協議を実施し、基本的な事項を確認している。文化財協議は、平成27年10月に全体計画の協議を実施しており、事業着手前に個別に協議することとしている。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している **【10/10】**

・生産基盤、生活環境基盤ともに土地改良設計基準等に適合しており、
経済的な工法を採用している。

○事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件
に適合している **【10/10】**

・5法指定地域：半島地域、特定農山村地域
・林野率50%以上：62.7%
・傾斜1/100以上の農地が50%以上：76.8%
・生産基盤2工種以上：農業用排水施設、農道
・受益面積60ha以上：147.6ha
と要件に適合している。

○事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている **【10/10】**

・事業費は伊万里市内で実施している他地区の工法を参考に算定して
おり、経済的に妥当なものとなっている。

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ … (A)

(2)必要性・効果 … (A)

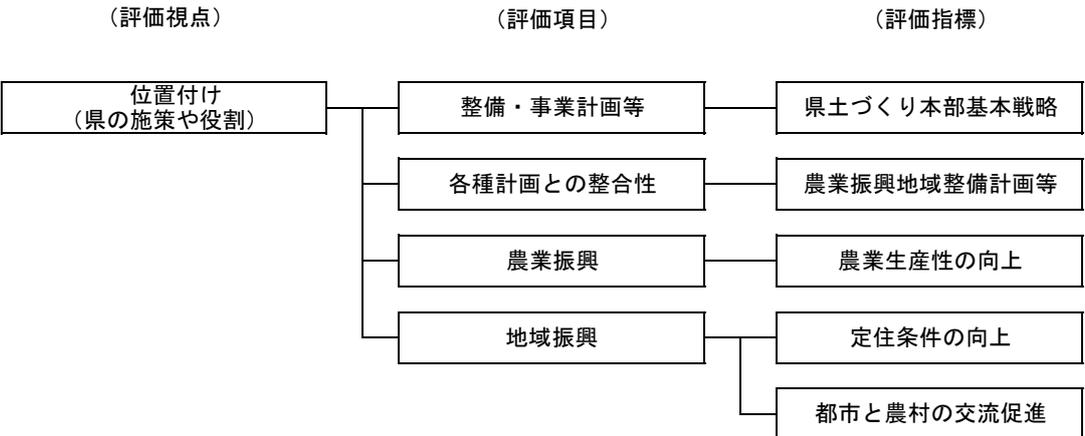
(3)実施環境 … (A)



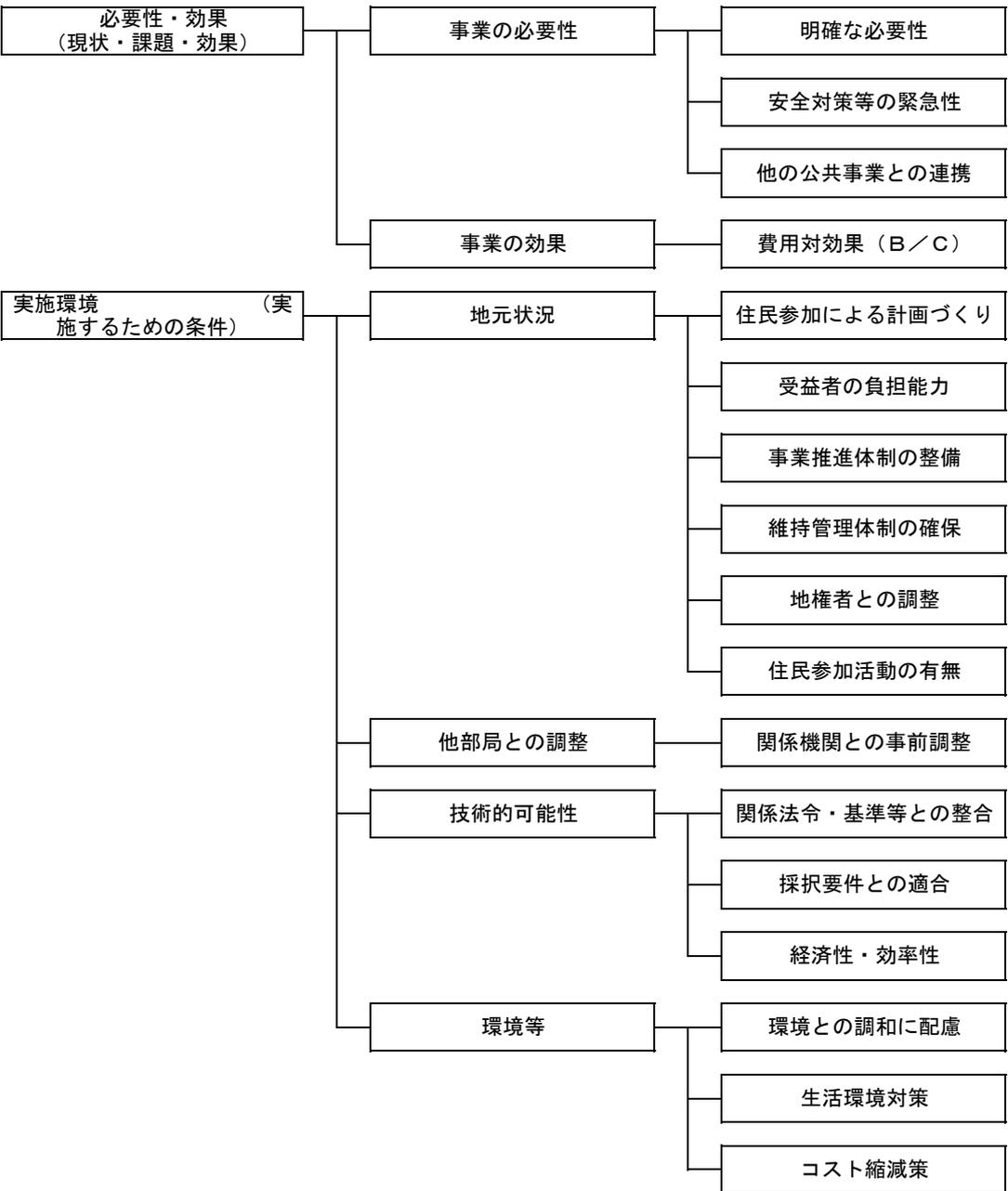
総合評価：I 優先的に事業を実施

中山間地域総合整備事業

○ 生活関連・産業活性化



※平成27年度に限り、「県土づくり本部基本戦略」・「県土づくり本部の基本戦略」とあるのを「県土づくり本部基本方針」と読み替えて適用する。



中山間地域総合整備事業（生活関連・産業活性化）

○評価視点：位置付け

評価項目：整備・事業計画等

評価指標：県土づくり本部基本戦略

評 価 要 素		点数
県土づくり本部基本戦略	県土づくり本部の基本戦略に位置づけられている	10

※平成27年度に限り、「県土づくり本部基本戦略」とあるのを「県土づくり本部基本方針」と読み替えて適用する。

評価項目：各種計画との整合性

評価指標：農業振興地域整備計画等

評 価 要 素		点数
県・市町村が定める農業振興地域整備計画ほか、県・市町村の総合計画等に事業内容が位置づけられている		10

評価項目：農業振興

評価指標：農業生産性の向上

評 価 要 素		点数
ほ場整備、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備により、農作物の品質向上や維持管理労力等が軽減され、農業生産性が向上する		40

評価項目：地域振興

評価指標：定住条件の向上

評 価 要 素		点数
利便性・安全性の向上	行政機関等の公共施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、または離合可能な幅員の確保等により、利便性・安全性の向上が見込まれる	1.5
快適性の向上	集落道の舗装等による走行性の改善、農村公園の整備等による憩いの場・活動の場の創出等地域環境の向上が見込まれる	1.5

評価項目：地域振興

評価指標：都市と農村の交流促進

評 価 要 素		点数
伝統文化等の活用	都市住民から注目される地域の特徴的な施設、神楽や祭りなどの伝統的文化、水車や堰などの歴史的遺産の利活用や保全などの取り組みがあり、本事業を行うことでより一層の交流が見込める	5
都市への情報発信	都市への情報発信を積極的に行っている(地域の特産物等をふるさと便等で産直提供、山村留学や修学旅行学生等の地域(農家)としての受け入れ、その他広報活動)	5

○評価視点：必要性・効果

評価項目：事業の必要性

評価指標：明確な必要性

評 価 要 素		点数
事業の必要性	<p>○次の項目の全てに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる ・生活環境基盤の整備が立ち遅れている地域である ・就業機会の確保、都市住民との交流に対する基本方向が明確である 	10
高齢化、後継者不足	<p>○次のいずれか1項目以上に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近年の35年間で人口減少率が30%以上である ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ65歳以上の人口比率が24%以上である ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ15歳～29歳の人口比率が15%以下である ・最近年の25年間で人口減少率が19%以上である 	5
日常生活上の不安 ・不便	<p>○次のいずれか1項目以上に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の安全性に問題がある ・防犯上の安全性に問題がある ・交通安全上問題がある ・保健衛生上問題がある ・利便性に乏しい ・快適性に乏しい 	5
耕作放棄地の発生 ・増加	<p>○次のいずれか1項目以上に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の発生が全国平均以上である（H12農業センサス：耕作放棄地率5.4%） ・前年度に比べて耕作放棄地が増加している ・5～10年後の耕作放棄地の発生が増大すると予想される 	5
施設の機能低下	<p>○次のいずれか1項目以上に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の機能低下により破壊等の状況が著しく、危険なため早期に整備する必要がある ・施設の耐用年数が経過している ・ここ数年の維持管理費が以前と比較して増大している 	5

評価項目：事業の必要性

評価指標：安全対策等の緊急性

評 価 要 素	点数
災害等への対応を早期に図る必要がある	1 0

評価項目：事業の必要性

評価指標：他の公共事業との連携

評 価 要 素	点数
他事業との連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある	1 0

評価項目：事業の効果

評価指標：費用対効果（B／C）

評 価 要 素	点数
費用対効果（B／C）が1. 0以上	5 0

○評価視点：実施環境

評価項目：地元状況

評価指標：住民参加による計画づくり

評 価 要 素	点数
整備計画の策定に際し、アンケートの実施、集落懇談会等の開催により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られている	1 5

評価項目：地元状況

評価指標：受益者の負担能力

評価要素	点数
市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 ≤ 0.4	15

評価項目：地元状況

評価指標：事業推進体制の整備

評価要素	点数
事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている	10

評価項目：地元状況

評価指標：維持管理体制の確保

評価要素	点数
維持管理について予定管理者の同意が得られている	10

評価項目：地元状況

評価指標：地権者との調整

評価要素	点数
必要となる用地に係る権利（所有権、抵当権等）の同意が得られることが確実である	5

評価項目：地元状況

評価指標：住民参加活動の有無

評 価 要 素	点数
○次のいずれか1項目以上に該当すること ・地域あるいは地域外交流を目的としたイベントを開催している ・地域内に住民参加の趣味サークル等が存在する ・農業者以外の人との交流の場が存在する ・維持管理や清掃活動に地域住民が参加している	5

評価項目：他部局との調整

評価指標：関係機関との事前調整

評 価 要 素	点数
施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている	10

評価項目：技術的可能性

評価指標：関係法令・基準等との整合

評 価 要 素	点数
工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している	10

評価項目：技術的可能性

評価指標：採択要件との適合

評 価 要 素	点数
事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している	10

評価項目：技術的可能性

評価指標：経済性・効率性

評 価 要 素	点数
事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている	10

評価項目：環境等

評価指標：環境との調和に配慮 : 定性評価

評価指標：生活環境対策 : 定性評価

評価指標：コスト縮減策 : 定性評価

○評価基準

評価	(1)位置付け	(2)必要性・効果	(3)実施環境
A	80点以上	80点以上	80点以上
B	60点以上 80点未満	60点以上 80点未満	60点以上 80点未満
C	60点未満	60点未満	60点未満

○判断基準

ランク	箇所整備方針	組み合わせ
I	優先的に事業を実施	A A A A A B
II	事業を実施	A B B B B B
III	新規着手を見合わせる	A A C A B C A C C B B C B C C C C C

山地治山事業

神崎市脊振町広滝
「倉谷地区」

県土づくり本部 森林整備課

○事業概要

事業地区	山地治山事業	くらたに 倉谷地区(神崎市脊振町広滝)
事業内容	谷止工 1基	
事業期間	平成28年度	
総事業費	27百万円	

○事業の目的

森林の維持造成を通じて、山地で起こる災害から、住民の生命・財産を守るとともに、水源かん養や生活環境の保全・形成等を図る。

○事業位置図



○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(生活関連事業)

事業名 山地治山事業

(1)位置づけ (A) 【100/100】 ≥ 80

○県土づくり本部基本方針

県土づくり本部の基本方針(多様な森林・緑づくり)に位置づけられている。【10/10】

〔 県土づくり本部の基本方針あり【10/10】 県土づくり本部の基本方針なし【0/10】 〕

○山地災害発生等の危険度

荒廃溪流、表土の流出があり拡大の恐れがある。【50/50】

〔 山腹崩壊、荒廃溪流、表土の流出等があり、拡大の恐れがある。 【50/50】
 " 流出等があるが、拡大の恐れがない。 【 0/50】 〕

○防災点検

山地災害危険区域であり、保全人家戸数10戸以上。【40/40】

〔 保安林若しくは山地災害危険区域であり、保全人家戸数10戸以上。 【40/40】
 " 10戸未満。 【20/40】
 保安林若しくは山地災害危険区域でない。 【 0/40】 〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2) 必要性・効果 (A) 【90/100】 ≥ 80

○費用対効果(B/C)

費用対効果(B/C)は、9.54である。【60/60】

[費用対効果は、2.0以上は【60/60】 1.0以上～2.0未満は【50/60】 1.0未満は【0/60】]

※山地治山事業の費用対効果(B/C)の考え方

○総便益(B): 治山事業によりもたらされる総便益額

(内訳) ・災害防止便益: 山腹崩壊や土石流による想定被害額を基に評価
・水源涵養便益: 森林の状態が良好に保たれることによって、洪水防止、流域貯水、水質浄化に寄与する便益について評価

○総費用(C): 治山事業に要する総費用

(内訳) ・事業費
・維持管理費

○費用便益比: 総便益(B) / 総費用(C)

(評価期間: 整備期間1年と耐用年数50年)

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○災害の発生履歴

過去に土砂流出の災害履歴がある。【10/10】

[災害履歴がある。【10/10】 災害履歴がない。【0/10】
※ 土砂流出(昭和52年)]

○危険度判定

溪流の溪床勾配は(平均21%)である。【10/20】

[30%以上(急)は【20/20】 10%以上～30%未満(中)は【10/20】 10%未満(緩)【0/20】
※ 現地の地形条件によって、災害の危険度が異なり、急峻、急勾配ほど危険度が高くなる。]

○福祉・公共施設等の有無

被害想定区域内に公共施設(市道倉谷広滝線)がある。【10/10】

[福祉又は公共施設がある。【10/10】 福祉又は公共施設がない。【0/10】
※ 被害想定区域: 土石流が発生した場合を想定し、下流2kmの範囲で被害を想定。]

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3)実施環境 (A) 【100/100】 ≥ 80

○周辺住民の合意

地元からの要望がある。 【60/60】

地元からの要望がある。	【60/60】
地元の一部(個人的)からの要望がある。	【40/60】
地元からの要望は無い。	【0/60】

○市町の取り組み状況

神崎市は事業に向け積極的である。 【40/40】

積極的である。【40/40】 協力的である。【20/40】 消極的である。【0/40】

【積極的】 地元説明会、用地交渉などの地元調整を行い、実施に向け積極的に働きかけをしている。

【協力的】 // 日程を調整し、同席している。

【消極的】 // 日程を調整するもの、同席しないなど、県任せとしている。

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ … (A)

(2)必要性・効果 … (A)

(3)実施環境 … (A)



総合評価: I 優先的に事業を実施

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

【定性評価関係】

○自然環境保全

- ・ 森林の持つ土砂の流出防止や水源かん養など公益的機能の向上を図るため、治山ダムの設置により、溪岸侵食の防止や溪床の安定を図ることで、森林の生育基盤を確保する。
- ・ また、治山ダムの床堀埋戻し部については、植栽等を行い、早期の森林再生を図る。
- ・ 資材等の搬入路にあたっては、最小限度の掘削の範囲で行い、工事完了後は、植栽等により、原形復旧を行う。
- ・ また、工事期間中は、濁水等が下流に流れないように十分な水替えを行い、環境への負荷の低減に努める。

○自然環境保全への配慮事例

■ 治山ダムと植栽工



■ 資材搬入路の原形復旧



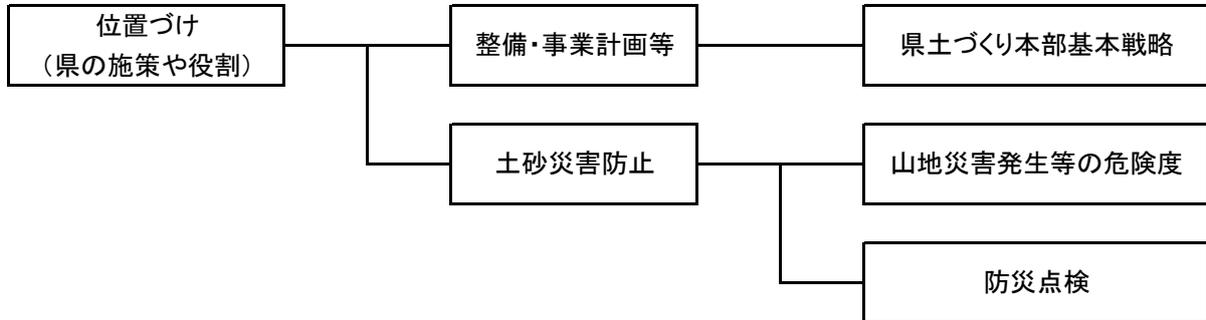
治山事業

○生活関連

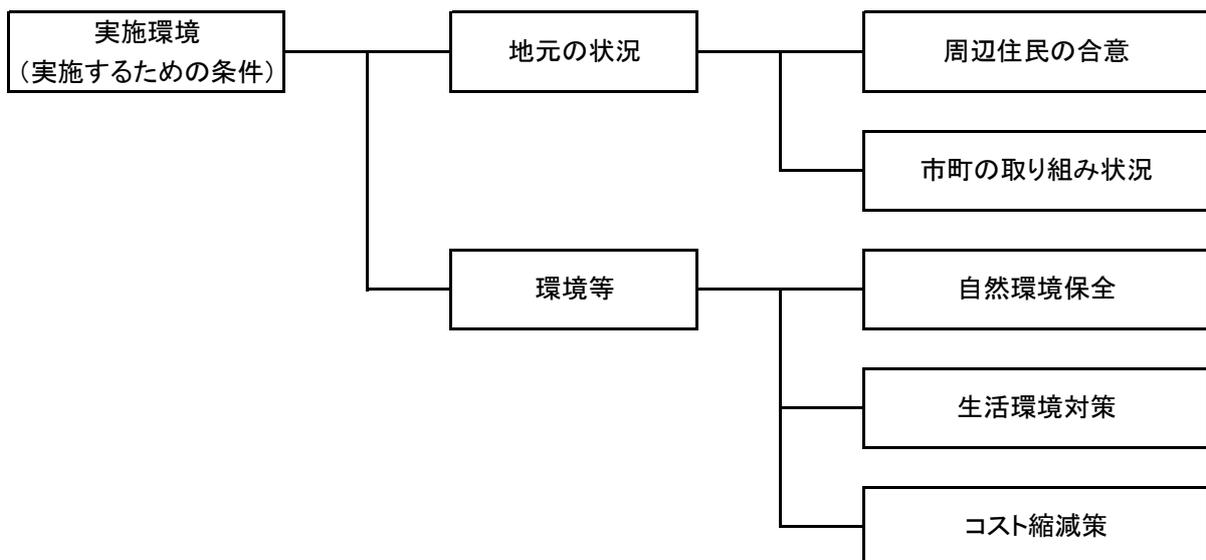
(評価視点)

(評価項目)

(評価指標)



※平成27年度に限り、「県土づくり本部基本戦略」とあるのを「県土づくり本部基本方針」と読み替えて適用する。



評価基準・判断基準

○評価基準

評価	位置づけ	必要性・効果	実施環境
A	80点以上	80点以上	80点以上
B	60点以上 80点未満	60点以上 80点未満	60点以上 80点未満
C	60点未満	60点未満	60点未満

○判断基準

ランク	箇所整備方針	組み合わせ
I	優先的に事業を実施	AAA AAB
II	事業を実施	ABB BBB
III	新規着手を見合わせる	AAC ABC ACC BBC BCC CCC

治山事業(生活関連)

○ 評価視点: 位置づけ

評価項目: 整備・事業計画等

評価指標: 県土づくり本部基本戦略

評価要素		点数
県土づくり本部 基本戦略	県土づくり本部の基本戦略に位置づけられている。	10
	県土づくり本部の基本戦略に位置づけられていない。	0

※平成27年度に限り、「県土づくり本部基本戦略」・「県土づくり本部の基本戦略」とあるのを「県土づくり本部基本方針」と読み替えて適用する。

評価項目: 土砂災害防止

評価指標: 山地災害発生等の危険度

評価要素		点数
危険箇所	山腹崩壊、荒廃溪流、表土の流出、濁水、地すべりの危険等があり、拡大の恐れがある。又は、拡大の可能性が濃厚である。	50
	山腹崩壊、荒廃溪流、表土の流出、濁水、地すべりの危険等があるが、拡大の恐れがない。又は、拡大の可能性が小さい。	0

評価項目: 土砂災害防止

評価指標: 防災点検

評価要素		点数
被害想定区域内 の人家戸数	保安林若しくは山地災害危険区域であり、保全人家戸数10戸以上	40
	保安林若しくは山地災害危険区域であり、保全人家戸数10戸未満	20
	保安林若しくは山地災害危険区域でない。	0

○ 評価視点: 必要性・効果

評価項目: 事業の効果

評価指標: 費用対効果(B/C)

評価要素		点数
費用対効果 (B/C)	2.0以上	60
	1.0以上～2.0未満	50
	1.0未満	0

評価項目: 安全性

評価指標: 災害の発生履歴

評価要素		点数
費用対効果 (B/C)	過去に土砂の流出、山腹崩壊、地すべり等の災害履歴がある。	10
	過去に土砂の流出、山腹崩壊、地すべり等の災害履歴がない。	0

評価項目:安全性

評価指標:危険度判定

評 価 要 素		点数
【山腹対策】 斜面の傾斜	山腹斜面の傾斜(70%以上)	20
	山腹斜面の傾斜(20%以上～70%未満)	10
	山腹斜面の傾斜(20%未満)	0
【溪流対策】 溪流の勾配	溪流の溪床勾配(30%以上)	20
	溪流の溪床勾配(10%以上～30%未満)	10
	溪流の溪床勾配(10%未満)	0
【森林整備対策】 要整備森林面積の割合	要整備森林面積率(30%以上)	20
	要整備森林面積率(10%以上～30%未満)	10
	要整備森林面積率(10%未満)	0
【地すべり対策】 亀裂・陥没・	区域内に亀裂・陥没・隆起が明瞭でかつ湧水がある	20
	区域内に部分的ではあるが、亀裂・陥没・隆起が見られる	10
	区域内に亀裂・陥没・隆起が見られない	0

(注)各箇所毎の工種によって、該当する項目を選定するものとする。

評価項目:公共施設等

評価指標:福祉・公共施設の有無

評 価 要 素		点数
福祉・公共施設 等の有無	被害想定区域内に福祉又は公共施設がある	10
	被害想定区域内に福祉又は公共施設は無い。	0
	福祉施設：児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設、厚生施設、学校教育法に基づく盲学校、養護学校	
	公共施設:公民館、病院、学校、河川、国道、県道、市道等	

○ 評価視点:実施環境

評価項目:地元の状況

評価指標:周辺住民の合意

評 価 要 素		点数
地元関係者の要望 (地元地権者及び受益者)	地元からの要望がある	60
	地元の一部からの要望がある	40
	地元からの要望は無い	0

評価項目:地元の要望

評価指標:市町の取り組み状況

評 価 要 素		点数
市町の取り組み状況	事業に向け積極的である	40
	事業に向け協力的である	20
	事業に向け消極的である	0

道路改良事業 (一般国道208号 佐賀道路)

交通政策部 道路課

○事業概要

事業地区	一般国道208号(佐賀道路)
事業期間	平成28~38年度(予定)
総事業費	36,770百万円

○事業の目的

【現状】

一般国道208号は、生活交通及び通過交通の集中によって交通混雑や交通事故が頻発しており、定時性の確保が困難な状況である。



【佐賀道路を整備】

広域幹線道路ネットワークを形成する佐賀唐津道路の一部である佐賀道路を整備することにより、佐賀市・唐津市間の時間距離の短縮と定時性を確保する。これにより両地域間の交流を促進し、地域や産業の活性化を図るとともに、災害発生時の避難、救急搬送などに資する。併せて、一般国道208号の交通渋滞の解消や交通事故の減少を図る。

○新規評価マニュアルに基づく評価内容

事業区分 整備系（道路広域事業）

事業名 道路改良事業

（１）位置付け （A）【100/100】

○県土づくり本部基本方針 【10/10】

- ・県土づくり本部基本方針（幹線道路ネットワークの整備）に位置づけられている

○中長期道路整備計画 【50/50】

- ・中長期道路整備計画で幹線道路ネットワークを形成する道路として位置づけされた道路（【基本方針2】交流を支える道づくり、【基本方針3】活力ある地域を育む道づくり）

○緊急輸送道路、観光ルート、大型プロジェクト 【40/40】

- ・佐賀空港へのアクセス道路

○新規評価マニュアルに基づく評価内容

（２）必要性・効果 （B）【70/100】

○費用対効果（B/C） 【40/60】

- ・（B）418億円 / （C）288億円 $\div 1.5$

<道路事業の費用対効果（B/C）の考え方>

○総便益（B）： 道路整備によりもたらされる総便益額

（内訳）

- ・ 走行時間短縮便益 = 車両1台当たりの時間価値 × 短縮時間 × 交通量
- ・ 走行経費減少便益 = 道路整備による走行経費の減少 × 走行距離 × 交通量
- ・ 交通事故減少便益 = 道路整備による人身事故件数の減少
× 人身事故1件当たり平均損失額（人的、物的、渋滞損失額）

○総費用（C）： 道路整備及び維持管理に要する総費用

（内訳）

- ・ 事業費
- ・ 維持管理費

○費用便益比（B/C）： 総便益（B） / 総費用（C）

※便益と維持管理費については、供用開始後50年間で算定

○新規評価マニュアルに基づく評価内容

○交通混雑 車道幅員6.0m以上の道路(混雑度による評価)(2次改築の必要性の評価) 【10/20】

- ・混雑度 = 1.22 (1.00~1.50未満)

※混雑度： 交通量の交通容量(道路を通過しうる最大の交通量)に対する比率

※2次改築： 1次改築(未改良の道路を道路構造令の規定に従って整備すること)済みの道路で、交通量の増加に伴い道路構造令の規定に適合しなくなったものを、同令の規定に適合するように再度改良すること

○道路構造令との整合 【20/20】

- ・道路構造令の基準から大きく逸脱しており、危険である(幅員狭小)

○新規評価マニュアルに基づく評価内容

(3) 実施環境 (A) 【90/100】

○期成会、協議会の状況 【60/60】

- ・期成会、協議会が設立されるなど計画に対して熱心で、地元に対しての取り組みが積極的である(関係市町による地元期成会[2組織]や地元協議会[1組織]、また地元選出県議会議員による期成会[1組織]が立ち上げられており、国や県に対して要望活動を行うなど協力的である)

○沿線住民の合意状況 【30/40】

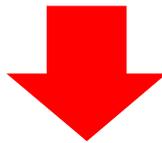
- ・計画に対して協力的で、概ね地元の同意が図られている(事業の円滑な推進と事業への理解促進を目的として、沿線区長はじめ関係者で構成する協議会が設立されている)

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ … (A)

(2)必要性・効果 … (B)

(3)実施環境 … (A)



総合評価: I 優先的に事業を実施

○新規評価マニュアルに基づく評価内容

【定性評価関係】

○自然環境保全

- ・できる限り市街地・集落の通過を回避するとともに、自然環境の改変量を抑制。
- ・橋梁やボックスカルバートを設置することにより、動物の移動障害に配慮。
- ・生育環境が保全されない、または保全されない可能性がある植物については、移植又は播種。
- ・河川及びクレークの工事においては仮締切等を設置し、直接流水と接しない工事。
- ・工事で発生した濁水及びアルカリ排水については適切に措置。

○その他

本事業においては、環境影響評価を実施し、対象道路の位置及び基本構造の検討段階から環境保全に配慮しており、各環境要素について事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、対象道路が周辺の環境に及ぼす影響についてできる限り回避又は低減を図っている。

また、環境保全措置の不確実性の程度が大きい、あるいは、環境保全に係る知見が不十分、かつ、環境への影響が著しく大きくなるおそれがある場合等において、適切に事後調査を実施することとしている。

○自然環境保全への配慮事例

■生育環境が保全されない、または保全されない可能性がある植物の移植又は播種



サデクサ



ヒメコウホネ



バイカイカリソウ

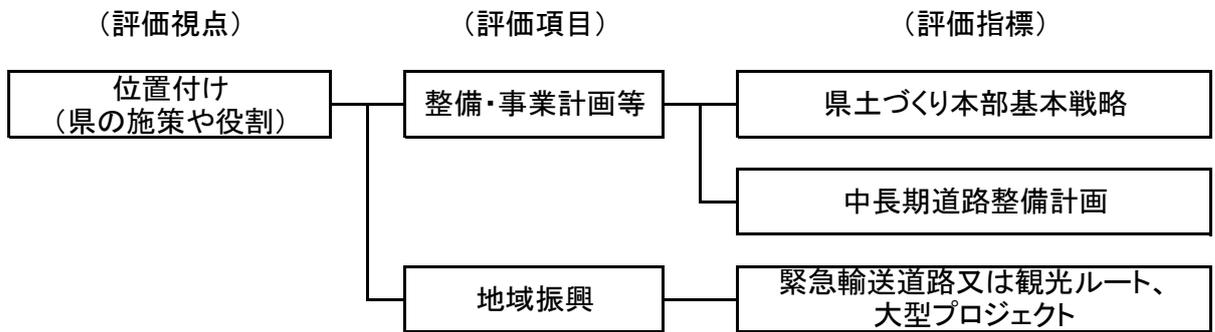
■工事で発生した濁水及びアルカリ排水の適切な措置



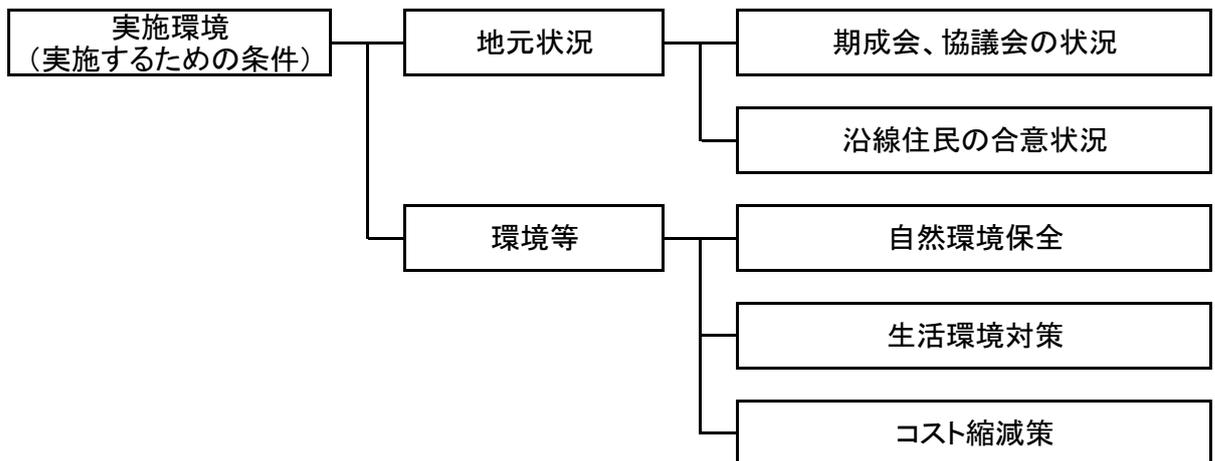
＜例＞ 中和処理施設

道路事業

○広域



※平成27年度に限り、「県土づくり本部基本戦略」とあるのを「県土づくり本部基本方針」と読み替えて適用する。



道路事業

○広域

評価視点	改築事業											摘要
	該当指標	最大点										
		1次改築	2次改築									
位置付け	県土づくり本部 基本戦略	10										
	中長期道路 整備計画	50										
	緊急輸送道路、 観光ルート、 大型プロジェクト	40										
計		100	100									
必要性・効果	費用対効果 (B/C)	60										
	交通量	20										
	交通混雑		20									
	道路構造令 との整合	20										
計		100	100									
実施環境	期成会、協議会 の状況	60										
	沿線住民の 合意状況	40										
計		100	100									

道路事業(広 域)

○ 評価視点: 位置付け

評価項目: 整備・事業計画等

評価指標: 県土づくり本部基本戦略

評 価 要 素		点 数
県土づくり本部 基本戦略	○県土づくり本部の基本戦略に位置付けられている	10点
	○県土づくり本部の基本戦略に位置付けられていない	0点

※平成27年度に限り、「県土づくり本部基本戦略」「県土づくり本部の基本戦略」とあるのを「県土づくり本部基本方針」と読み替えて適用する。

評価項目: 整備・事業計画等

評価指標: 中長期道路整備計画

【対象事業: 改築、代行】

中長期道路整備計画で幹線道路ネットワークを形成する道路として
位置づけされた道路

… 最高点 50点

評価項目: 地域振興

評価指標: 緊急輸送道路、観光ルート、大型プロジェクト

評 価 要 素		点 数
プロジェクト関連 ・アクセス道路	○主要プロジェクト関連 ・吉野ヶ里、嘉瀬川ダムなど県内主要プロジェクト関連道路	40点
	○佐賀空港、重要港湾へのアクセス道路 ・物流、交流の拠点を有機的に結ぶ道路	40点
観光ルート ・緊急輸送道路	・県内主要観光地を広域的に結ぶ道路又は、 緊急輸送道路に位置付けられている道路	20点

○ 評価視点: 必要性・効果

評価項目: 事業の効果

評価指標: 費用対効果(B/C)

評 価 要 素		点 数
B/C	2.0 以上	60点
	1.5 ～ 2.0 未満	40点
	1.0 ～ 1.5 未満	20点
	1.0 未満	0点

評価項目: 走行性

評価指標: 交通量

車道幅員6.0m未満の道路(交通量による評価)

評 価 要 素 (交通量)	点 数
10,000台/日以上～	20点
4,000 ～ 10,000台/日未満	15点
500 ～ 4,000台/日未満	10点
0 ～ 500台/日未満	0点

評価項目: 走行性
評価指標: 交通混雑

車道幅員6.0m以上の道路(混雑度による評価)(2次改築の必要性の評価)

評価要素(混雑度)	点数
2.00以上～	20点
1.50～2.00未満	15点
1.00～1.50未満	10点
～1.00未満	0点

※混雑度: 道路の交通量と交通容量(道路を通過しうる最大の交通量)に対する比率

※2次改築: 1次改築(未改良の道路を道路構造令の規定に従って整備すること)済みの道路で、交通量の増加に伴い道路構造令の規定に適合しなくなったものを、同令の規定に適合するように再度改良すること。

評価項目: 構造上の課題
評価指標: 道路構造令との整合

道路構造令等の基準との整合による評価

評価要素(平面・縦断線形や路肩幅員などの道路構造規格)	点数
道路構造令の基準から大きく逸脱しており、危険である	20点
道路構造令の基準に適合していないが、危険度は低い	10点
道路構造令の基準を満足している	0点

○ **評価視点: 実施環境**

評価項目: 地元状況
評価指標: 期成会、協議会の状況

評価要素	点数
期成会、協議会が設立されるなど計画に対して熱心で、地元に対しての取り組みが積極的である	60点
期成会等の組織はないが、計画に対して協力的である	30点
その他	0点

評価項目: 地元状況
評価指標: 沿線住民の合意状況

沿線住民の合意状況による評価

評価要素	点数
計画に対して協力的で、用地買収のための調整が図られている	40点
計画に対して協力的で、概ね地元の同意が図られている	30点
計画に対して協力的である	20点
計画に対して課題があるが、概ね協力的である	10点
計画に対して同意が得られない	0点

評価項目: 環境等
評価指標: 自然環境保全
評価指標: 定性評価

評価項目: 環境等
評価指標: 生活環境対策
評価指標: 定性評価

評価項目: 環境等
評価指標: コスト縮減策
評価指標: 定性評価